

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	(仮称)流山市立市野谷小学校基本設計の修正案
1-1	資料② 基本設計(案) 5ページ	外観計画について	外観にはお金をかけない事。 むしろ、内面を充実出来る工夫を行う事。	児童の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成するよう努めます。 また、流山市健全財政維持条例を遵守し、事業効果を考慮して最大の成果が得られるように事業を実施します。	無	
1-2	資料④ 概算事業費	校舎建設費について	過去の校舎設立には無駄と思われるお金が遣われている。 (健全な財政条例を遵守せよ。)	流山市健全財政維持条例を遵守し、事業効果を考慮して最大の成果が得られるように事業を実施します。	無	
1-3	—	生理用品の備えについて	全トイレ(女子)に生理用品の備えを恒久的に実施する事。 (必需品として)	(仮称)市野谷小学校においても、他の学校と同様に、トイレに生理用品を配備します。	無	
1-4	資料④ 概算事業費	建設費の削減について	建築費は総額より10%分削減する様企画せよ。 とにかく「無駄」が多く散見される。	児童の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成するよう努めます。 また、流山市健全財政維持条例を遵守し、事業効果を考慮して最大の成果が得られるように事業を実施します。	無	
1-5	資料② 基本設計(案) 2・4 ページ	利便性について	校舎の後の「利便性」も視野に入れて構築する様、希求する。 校舎だけではなく次の利用が出来る様に(頭をつかって考えよ)	乳幼児数が毎年増加の一途をたどっている流山市の現状を鑑みると、当面、児童数・生徒数が減少することは見込まれていません。 将来的に人口が減少するなどした場合には、その時の市民ニーズに合わせた対応を実施することになると考えます。	無	
2-1	資料② 基本設計(案) 3ページ	雨水排水計画について	基本設計では、造成高さ等の表示がなく、隣接地との高さ関係がわかりません。 当該地は、もともと入谷津で水が集まりやすい地域であります。大雨時に建設地内から溢水が起きないよう、オンサイト貯留を含め配置をお願いします。	設計地盤高さは、敷地北側の交差点を基準に、校舎部分が約1.0m高く、グラウンド部分が、約0.5m低くする計画です。 また、流山市雨水浸透施設設計方針により、雨水計画を行い、敷地内の雨水は雨水浸透施設を設け浸透させる計画とし、加えて、グラウンドのオンサイト貯留についても、今後検討していきます。	無	
2-2	資料② 基本設計(案) 4ページ	扉について	おおたかの森小学校では、子供たちが開閉時に指を挟みやすく思われる折り戸が多用されています。当該小学校では、安全性の高い扉をお願いします。 また、おおたかの森小学校の折り戸の改善も可能であればお願い致します。	扉については、児童が日常の活動において円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して脱落・破損等することがないように、安全に使用しやすいものとなります。	無	
2-3	資料② 基本設計(案) 6ページ	避難所について	災害時のあり方については、とてもありがたいと思います。是非、幅広い世代が避難できる設備の配置をお願いします。	児童の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成するよう努めます。	無	
2-4	資料② 基本設計(案) 1ページ	小学校名称について	小学校の名称については、昔から引き継がれてきた歴史ある「市野谷」の名前を残していただきたい。	地域の皆様の御意見を伺いながら、令和4年度中を目途に決定していく予定です。	無	
2-5	資料② 基本設計(案) 3・4 ページ	学校開放について	市野谷地域は、多くの新住民が入居しておりますが、残念ながら自治会への加入が大きな課題となっております。地域コミュニティを醸成する上において、運動(野球・サッカー等)や文化に係る学校開放をお願い申し上げます。	児童や地域住民が有効に活用できる施設となるよう、校舎や屋内運動場、グラウンド等の開放に努めます。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	(仮称)流山市立市野谷小学校基本設計の修正案
2-6	資料②基本設計(案)1ページ	東側道路について	当該地の東側に位置する8m道路では、朝夕の通勤時間帯では、多くの車両が通行しております。 この道路を横断していく通学する学童がある場合は、新たに、手押し信号機や横断歩道の設置をお願いします。	通学路の安全対策においては、毎年、学校、PTA、警察、市土木部など関係機関と現地検を行い、必要な対策を講じております。(仮称)市野谷小学校においても、令和4年度を目途に着手し、関係機関と現地検を実施し、必要な対策を開校までに、講じていきます。 なお、信号機や横断歩道の設置については、所管する警察と協議してまいります。	無	
3-1	資料②基本設計(案)5ページ	外観計画について	外観より、内面を重要	児童の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成するよう努めます。	無	
3-2	資料②基本設計(案)2・4ページ	利便性について	利便性のある建設物にして下さい。	乳幼児数が毎年増加の一途をたどっている流山市の現状を鑑みると、当面、児童数・生徒数が減少することは見込まれていません。 将来的に人口が減少するなどした場合には、その時の市民ニーズに合わせた対応を実施することになると考えます。	無	
3-3	資料②基本設計(案)4ページ	バリアフリーについて	バリアフリー・障がい者への気配りを。	児童の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成するよう努めます。	無	
3-4	資料②基本設計(案)6ページ	避難所について	災害対策の構築も考える (避難場所を想定して)	児童の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成するよう努めます。	無	
3-5	資料④概算事業費	概算事業費について	税金の無駄遣いをなくして下さい。 費用対効果を念頭に置く。	児童の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成するよう努めます。 また、流山市健全財政維持条例を遵守し、事業効果を考慮して最大の成果が得られるように事業を実施します。	無	
4-1	資料②基本設計(案)6ページ	避難経路について	階の児童数に対して、避難に使用する階段の数が十分足りているか。避難時間はどの程度で考えておられるか。このことは地震時や不審者の侵入時の避難時間にもかかわるため、十分な階段数を確保して頂きたい。また、1階エントランスで火災が発生した場合でも、エントランス内の階段が使えなくなるようなことはないか。	建築基準法、千葉県建築基準法施行条例等の法令に基づき、階段を設置します。 また、1階エントランス前の階段も含め、火災時には防火戸・シャッターが閉鎖することで、階段内への煙・炎の流入を防ぐ計画としています。	無	
4-2	資料②基本設計(案)6ページ	避難経路・防火区画について	階段が建物の中央に寄せられているが、二方向避難に問題はないか。廊下が煙に汚染された場合、すべての階段が使用できない状態になってしまうことがないか。これを避けるために、適切な位置に防火区画が計画されているか。	1階エントランス前の階段も含め、火災時には防火戸・シャッターが閉鎖することで、階段内への煙・炎の流入を防ぐ計画としており、二方向避難は問題ありません。	無	
4-3	資料②基本設計(案)6ページ	避難経路・屋外階段について	廊下が煙に汚染された場合、バルコニー経由での避難が有効であると考えられるが、バルコニーから地上までの避難経路はどのように計画されているか。バルコニーの両端に屋外階段をつけることは可能か。	建築基準法、千葉県建築基準法施行条例等の法令を遵守した計画としています。 また、バルコニーにも避難上有効な装置を設置する計画です。	無	
4-4	資料②基本設計(案)6ページ	はしご車の停車位置について	バルコニーに面してはしご車が停車できるようになっているか。	バルコニーに面して、はしご車が停車可能な計画としています。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	(仮称)流山市立市野谷小学校基本設計の修正案
4-5	資料② 基本設計(案) 6ページ	特別支援学級の配置について	特別支援学級の児童の避難のさせ方について検討されているか。避難安全の観点からは、パニックを起こしやすい児童や階段を使用して避難させるのが難しい児童がいる教室は避難階に配置した方が良くとも考えられる。	2階～4階に全ての教室を配置する計画であり、特別支援学級は2階に配置します。また、直下に職員室及び保健室を配置し、連携が取りやすい配置計画としています。	無	
4-6	資料② 基本設計(案) 6ページ	内装制限・排煙設備について	内装不燃化はされているか。排煙設備は設けられているか。基準法上の内装不燃化、排煙設備設置を求められることはないが、建物の規模、使用者の特性を考えると検討すべきことであると考えます。	千葉県建築基準法施行条例に基づき、廊下・階段などの避難経路は、内装を準不燃材仕上とします。排煙については、バルコニー側に開口を設けることにより、煙の排出を行う計画です。	無	
4-7	資料② 基本設計(案) 6ページ	防火区画について	光庭、階段を含む吹抜まわりの壁(区画)はどのように計画されているか。非火災階への火災の延焼経路にならない計画にしていきたい。防火防煙シャッターでの区画とする場合は、完全閉鎖までに時間がかかること、閉鎖失敗の恐れもあることに配慮して、失敗した場合のフェイルセーフも検討していきたい。特に、1階エントランスで火災が発生した場合に、どう安全を確保するか検討していきたい。	1階エントランス前の階段も含め、火災時には防火戸・シャッターが閉鎖することで、階段内への煙・炎の流入を防ぐ計画としています。また、防火戸・シャッターの定期点検を毎年行うなど、日々の維持管理に努めることや、2以上の直数階段及びバルコニーからの避難も計画しています。なお、1階エントランスで火災が発生し、避難動線として利用できない場合は、通級用出入口、職員室及び保健室から、グラウンド側に避難することを想定しています。	無	
4-8	資料② 基本設計(案) 6ページ	防火区画について	火気使用室(厨房や理科実験室など)は防火区画されているか。	火気使用室は、建築基準法施行令第114条に基づき区画します。	無	
5-1	資料② 基本設計(案) 1ページ	中長期的な生徒数の見込みについて	中長期的に生徒数はどの程度を見込んでいるのか？流山市の将来人口推計によると2027年をピークに緩やかに人口減少していくとされています。住民としてきになるのは、人口減少が進み地域の高齢化が進んだときにこの学校はどうなっているのか？です。10年後、20年後はどうなっているのでしょうか？	児童推計・想定値において、おたかの森小学校の教室数が不足することに対応するため、令和6年4月までに建設が必要です。また、乳幼児数が毎年増加の一途をたどっている流山市の現状を鑑みると、当面、児童数・生徒数が減少することは見込まれていません。将来的に人口が減少するなどした場合には、その時の市民ニーズに合わせた対応を実施することになると考えます。	無	
5-2	資料② 基本設計(案) 1ページ	学校建設以外の市の選択肢について	学校建設以外に市としてとれる選択肢は何なのか？新たな小学校を建設することに加え、その他の選択肢・そしてその評価結果を示して頂けないでしょうか？概算事業費から実質的な市負担は約40億円となっていますが、本当にそれだけのお金をかけて建てるべきものなのか、納得感が全くありません。	児童推計・想定値において、おたかの森小学校の教室数が不足することに対応するため、令和6年4月までに建設が必要です。なお、おたかの森小学校の学区を変更することも想定しましたが、余裕教室を確保できる小学校はなく、学校建設以外の選択肢はありません。	無	
5-3	資料② 基本設計(案) 1ページ	将来的な施設の用途について	中長期的な学校の用途は何なのか？学校建設が最適解だとして、中長期的にこの学校はどのように利用していくつもりなのか中長期的な用途を教えてください。特に生徒数が減った時の用途をどのように考えておられるのか知っておきたいです。	乳幼児数が毎年増加の一途をたどっている流山市の現状を鑑みると、当面、児童数・生徒数が減少することは見込まれていません。将来的に人口が減少するなどした場合には、その時の市民ニーズに合わせた対応を実施することになると考えます。	無	
5-4	資料④ 概算事業費	予算の根拠について	40億円の予算の根拠は？地方債で29.22億円、市の負担額が9.68億円となっていますが、いつどのように支払っていくのでしょうか？また、支払っていく根拠はどの程度詰まっているのでしょうか？	総事業費53.4億円の根拠は、以下のとおりです。設計業務委託費・工事監理業務委託費については、「千葉県公共建築設計業務等積算基準・要領」に基づいて算出しています。校舎建設費・外構工事費については、国土交通省の「令和4年度 新営予算単価」に基づき算出しています。また、今後の支払いについては、設計業務委託費は令和2年度～4年度、工事監理業務委託費、校舎建設費、外構工事費は令和4年度～5年度に各々継続費を設定し、計画的に支払いを行う予定です。地方債の償還については、令和4年度から27年間で行う予定です。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	(仮称)流山市立市野谷小学校基本設計の修正案
6-1	資料② 基本設計(案) 1ページ 敷地概要・計画概要 (1)敷地概要	東側接道について	<p>東側接道は以下理由により現状児童の安全を十分に確保できていないものではないと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 接道東側に歩道がない</li> <li>2. 車の往来が激しい</li> <li>3. 横断歩道がない</li> </ol> <p>「小・中学校施設整備指針 第2章 第一節 第3通学環境 2 通学経路には安全な通学経路を確保することができることが重要である。」とあります。学区が発表されていないのでわかりませんが、学校予定地周辺の住環境をみると東側から通学する児童が多いのではと考えます。このとき、現状の道路のままだと無理な横断による重大な交通事故が予見されます。また、東側接道沿いの東側を最寄りの横断歩道に向かって北上する場合、歩道がないことにより、交通車両との接触事故や死亡事故のリスクが高いと考えられます。</p> <p>対策として、以下を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校敷地をセットバックする若しくは学校側の歩道を削ることにより、東側接道の幅員を十分に確保し、接道東側にも歩道を設ける。</li> <li>・車の往来が激しいため、車速を下げる目的でバンプを設置する。</li> <li>・速度低減目的のためのポールを設置する。</li> <li>・児童の動線となる東門を廃止または他の位置の適切な場所に移動する。</li> </ul>	<p>小学校予定地周辺の歩道は、広範囲からの通学を想定し計画され、土地区画整理事業により整備されており、一部の片側歩道幅員を縮めるなどの変更は、道路線形の変更などが生じ危険な道路となることから実施することはできません。</p> <p>なお、道路構成については、警察、道路管理者、土地区画整理施行者による協議により、路肩の拡幅やセンターラインの消去など、速度抑制対策を実施しました。令和4年度を目途に当該道路を含め教育委員会、警察、市土木部などの関係機関と現地点検を行い、開校までに、交通量や速度の抑制など必要な対策を講じていきます。</p>	無	
6-2	資料② 基本設計(案) 3ページ 配置計画の基本方針 (4)動線計画	東門の設置について	<p>東門の設置により以下2点の問題が懸念されるため、設置の可否や位置を検討頂きたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東側接道が通学経路となること</li> <li>2. 待機車両の問題</li> </ol> <p>「小・中学校施設整備指針 第2章 第二節 第4 その他の施設 1 門(1)には児童の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要」とあります。通学の経路となった場合、現状の東側接道では先に挙げたように安全を十分に確保したものではないと考えます。また、東側道路を横断する必要のある児童が多いことが懸念され、横断歩道以外の道路の横断を助長し、教育上も好ましいものではないと考えます。</p> <p>また、東門が設置されると、児童の送迎に父兄が車で来た際、東門から東に住宅地を抜ける道路の交通量が増し、路上駐車が予見され、周辺の地域住民の生活等に支障が及ぶことが懸念されます。</p> <p>対策として以下を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東門をとりやめ正門に一体化</li> </ul>	<p>東門は、東側道路の学校敷地側の歩道を通学する児童が利用する門となります。また、非常時の緊急用車両の出入口としても利用する予定です。</p> <p>通学路の安全対策においては、毎年、学校、PTA、警察、市土木部など関係機関と現地点検を行い、必要な対策を講じております。(仮称)市野谷小学校においても、令和4年度を目途に着手し、関係機関と現地点検を実施し、必要な対策を開校までに、講じていきます。</p> <p>横断歩道がない道路は渡らないなどの安全教育については、学校から児童へしっかり指導してまいります。また、PTAや地域の方に御協力をいただき、児童が安全に通学できるよう見守り体制を整えます。</p> <p>なお、待機車両については、路上駐車を避けるため、正門側に駐車場を確保しています。</p>	無	
6-3	資料② 基本設計(案) 3ページ 配置計画の基本方針 (3)南側グラウンドエリア	グラウンドについて	<p>グラウンドの粉塵による問題を最小限に抑えてほしい</p> <p>令和3年4月発行の(仮称)流山市立市野谷小学校 基本計画では、37ページ(6)屋外施設 ア グラウンドでは、防塵に配慮した表層仕上げとするとありますが、近隣住民に配慮したものとしてほしい。</p>	<p>グラウンドの表層部分の材質は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動の内容に最も適した種類を選定します。</p>	無	
6-4	資料② 基本設計(案) 6ページ 防災計画・事業継続計画 防災強化 ⑪ソーラーライト	ソーラーライトについて	<p>ソーラーライトが有事の時のみではなく、常時点灯する場合は近隣住民に配慮した配光のものとしてほしい。</p>	<p>常時点灯を想定していますが、近隣住民へ光害とならない光量、配光の照明器具を選定します。</p>	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	(仮称)流山市立市野谷小学校基本設計の修正案
7-1	資料④概算事業費	土地購入費について	校舎設計は今までのおおたかの森や大畔のように華美ではなく実質的であることを評価します。次に土地は県から購入することでいくらか経費は抑えられたのでしょうか。しかし全体に経費の予想があいまい。お金の検討が必要です。	学校用地については、土地利用計画に位置づけられた保留地を土地区画整理事業者から取得します。価格については、不動産鑑定により適正な価格で取得します。	無	
7-2	資料④概算事業費	予算の使い道について	国からの建築費が約14億は総工費の4分の1強の補助見込みとなっていますが、今までおおたかの森小中学校は3分の1でしたが、大畔小学校は7分の1しか出ていません。「学校施設課で確認済み」文科省に問い合わせましたが国も学校建築費用は抑えていく方針だと聞きました。基本的な部分は出すがいわばそれ以外のサービスの面は市の負担ということです。子どもの数はどんどん少なくなっているのに学校建築に国がお金を今までのようにどんどん出すはずはないでしょう。さらにもっと重要なことはおおたかの森付近の小中学校には何百億がかけられ、市内の危ない老朽校舎が流山では十数か所放置されています。これは平成30年に文科省の指示の元に行われた学校施設診断に数値化されています。教育長や市議会議員が話題にしたことはあってもそのご一切手をつけられてはいません。市長は耐震対策はやってあるとっていますが、あまりにも認識不足です。耐震対策は主に柱などの構造強化です。建物はそのほかにかべやガラス、水道施設など総合的に人が安全に住めるかという総合診断がなされ、流山はでは十数棟が立替と診断されているのに放置されています。この「命の危険」が放置されている状態は見過ごすことはできません。新しい校舎のお金は節約しても放置されている危険校舎の改修立替をやるべきではないでしょうか。お金の使い方が間違っていないですか。江戸川台小学校のもっとも危険な3つの校舎を改修あるいは立替するのにあたらしい学校の何十分の1のお金をかければよいのではないですか。教育者としての良心を問いたいと考えます。	令和2年3月に策定した「流山市総合計画 基本計画」において、学校施設に関連した現状と課題として、流山おおたかの森駅周辺及び南流山駅周辺における児童数の増加に対応するための新たな施設整備と併せ、既存の学校施設の大規模改修や、機器の更新等を計画的かつ効率的に実施することとしています。	無	
8-1	資料②基本設計(案)1ページ	東側道路の安全対策について	東側道路の安全対策無しにしての小学校の建設・開校は許されない。当該道路の交通量の多さ・危険性を『知らなかった。道路のことは自分達の担当ではない』といった言い訳は許されない。道路の安全性の確保は学校設立の課題の重要な一部であり、教育委員会主導で流山市・警察へ掛け合うべき。	通学路の安全対策においては、毎年、学校、PTA、警察、市土木部など関係機関と現地地点検を行い、必要な対策を講じております。(仮称)市野谷小学校においても、令和4年度を目途に着手し、教育委員会主導で、関係機関と現地地点検を実施し、必要な対策を開校までに、講じていきます。また、PTAや地域の方に御協力をいただき、児童が安全に通学できるよう見守り体制を整えます。	無	
8-2	資料②基本設計(案)1ページ	東側道路の安全対策について	具体的に、いつまでに、どのような安全対策をするのか再度説明会等での明示が必要。現状も相当な交通量・工事車両の通行があり、おおたかの森小学校へ通う児童もやむを得ず登下校している道路であることから、着工前の明示が望ましい。	東側の道路構成については、警察、道路管理者、土地区画整理施行者による協議により、路肩の拡幅やセンターラインの消去など、速度抑制対策を実施しました。また、今年度中に(仮称)市野谷小学校の通学区域を決定する予定であり、令和4年度を目途に、教育委員会主導で、警察や市土木部など関係機関と一緒に現地地点検を行い、開校までに安全対策を実施します。具体的には、信号機や横断歩道の設置について、所管する警察と協議するなど必要な安全対策を講じていきます。なお、開校後も、他の学校にも共通しますが、毎年、警察、市土木部、学校、PTAなど関係機関と通学路の現地地点検を行い、必要な対策を講じていきます。	無	
8-3	資料②基本設計(案)1ページ	東側道路の安全対策について	安全対策が開校と同時、というのは無責任。開校前に安全対策を優先して実施し、交通量が減り、児童が安全に通学出来ると確認してから開校でなければならない。『様子を見ましょう、いずれやります』といった段階ではもはやないほどの交通量。		無	
8-4	資料②基本設計(案)3ページ	配置計画について	東側住居への騒音・振動・陽当たりへの負担、影響が大きすぎる。工事騒音・振動対策を強化するのは当然のこと、建物の建設位置を西側へ移動することを強く求める。	西側小グラウンドは、将来児童数が増加した際の増築スペースとなります。工事騒音・振動は、低騒音・低振動型の重機を用いるなど、近隣住民に配慮した工事計画とします。日影については、東側住宅に面する部分の建物は階高・高さを抑える計画とし、陽当たりへの影響をなるべく小さくする計画とします。	無	
9-1	資料②基本設計(案)6ページ	図書室の配置について	2階に低学年が配置されるのであれば2階の方がいいです。(低学年、特に1年生は同じ階の方が来やすいと思います。)市立図書館から団体貸出(1度に100冊まで)で借ると、3階では運搬が大変です。反対にやめてほしいのは、音楽室、外国語室と同じ階です。市野谷小の設計では理科室と同じ階です。開放的な作りなのでドアがあるのか、必要なときは閉められるとよいです。	2階～4階に全ての教室を配置する計画であり、どのフロアからでもアクセスしやすいよう、3階中央部に図書室を配置します。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	(仮称)流山市立市野谷小学校基本設計の修正案
9-2	資料② 基本設計(案) 6ページ	図書室の配置について	掃除用具入れのそばに手を洗う洗面台が必要です。	図書室の周辺に、手洗い場を設置する計画のため、図書室内に手洗い場を設ける予定はありません。	無	
9-3	資料② 基本設計(案) 6ページ	準備室について	準備室が必要です。授業で使う本や買った本(納入された本、年間300~500冊)・廃棄本などの置き場、ブックトラックを置いておく、小さな机を置いて修理や装備・掲示物を作る時に使えるとよいです。設計図には理科準備室が2つあるので、図書準備室も検討をお願いします。	図書室内に図書準備スペースを設けます。	無	
9-4	資料② 基本設計(案) 6ページ	読み聞かせスペースについて	絵本の読み聞かせスペースは仕切りがあると死角になる恐れがあります。児童生徒の安全が第一です。また、35人の生徒と読み手が密にならずに座れるかどうかです。図書室内の床の一角をコルク敷き(カーペットより掃除しやすい)にして(スペースが許せば)ソファで調べ学習との間仕切り、上履きを脱ぐことにします。絵本コーナーでは低学年だけの部屋ではなく学年関係なく絵本にふれてほしいと思います。	読み聞かせスペースを含め、見通しに配慮した書架の高さ、レイアウトとします。また、図書室内に、低学年用図書スペースを設け、読み聞かせスペースとしても利用できる場所を確保します。	無	
9-5	資料② 基本設計(案) 6ページ	書架について	書架は棚板が可動式がよいです。(可動式でも本は重いのでその重量に何十年も耐えられる金具と、それを受けるレールもしっかりしたものです。よく、本の重さに耐えられず棚板が歪み、金具から滑り落ちるケースがあります。)可動式でないと高さを変えられず、3ケタの分類番号順に入らないと本があちこちに置かれ、ゆくゆくはバラバラに配架されることになります。	図書の大きさに対応可能な可動式棚板とします。	無	
9-6	資料② 基本設計(案) 6ページ	書架について	書架は低い方が使いやすいです。なるべく死角がないような配置にしてほしいこと、向かい合った棚と棚の間を充分にとってほしいことがあります。壁面書架ではなく、図書室の中にも両面書架を何列か配置するときは、カウンターから死角にならないような配置・高さにしてください。140~145cm高さの両面書架、その背板が無い書架もあり、隣の通路に人がいるのもわかるので、安全上おすすめします。  0~8類の調べ学習の本の高さ、大きい本は30センチはあります。内寸33センチ高位の棚が4段までで145cm(33×4段+棚板厚さ2×4+台輪5cm)高さくらいです。  9類の読み物、単行本は奥行き16cm、高さ~22.5cmなので、奥行きが20cmもあればよいと思います。  絵本は様々な大きさがあるので、ある程度の高さが入る内寸38cmがおすすめです。	見通しに配慮した書架の高さ、レイアウトとします。	無	
9-7	資料② 基本設計(案) 6ページ	書架について	窓側は本が日に焼けるので、棚の配置など焼けない工夫があるとよいです。(北側なので大丈夫かもしれませんが。)	窓側の棚については、日射に配慮したレイアウトとします。	無	
9-8	資料② 基本設計(案) 6ページ	書架について	本を面だして展示できる棚もあるとよいです。(図書委員のおすすめ本などをPOPと共に展示したりできます)	図書室内に、本や資料を展示・掲示できるスペースを確保します。	無	
9-9	資料② 基本設計(案) 6ページ	カウンターについて	カウンターは部屋全体が見渡せる位置で、子どもが貸出・返却に並ぶスペースが必要です。椅子に座ってPC操作がしやすい高さがあります。カウンターの内側に書架1本分の棚が必要です。授業に使う本、予約本のお取り置き、修理をするためにお下げした本などを一時的に置きます。	児童及び司書の方が利用しやすいカウンターの高さ・レイアウト及びスペースに配慮し、計画します。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	(仮称)流山市立市野谷小学校基本設計の修正案
9-10	資料② 基本設計(案) 6ページ	閲覧テーブルについて	今後は35人学級になるので、全員が座れる閲覧テーブルと椅子~よく図書室にある大きな机で6人座れるもの~が置いて授業ができるスペースが必要です。 6人テーブルでは幅が180~210(A4大の図書資料を広げてA4のワークシートに記入するには1人分の幅が70cmはほしいです。) 机が3つずつ2列に並べたときに、椅子に座った生徒が椅子を引いて、背中合わせの椅子と椅子の間を先生が通るためには30cmは必要で、そのためにはテーブルとテーブルの間が130cmは必要です。テーブルが3列の場合は130cm間隔を2つ、端と端も各100cmはとる必要があります。 授業が第一で次に読書などくつろげるスペースです。	図書室内に、35人の児童が閲覧できるテーブルおよび椅子を確保します。	無	
9-11	資料② 基本設計(案) 6ページ	黒板・掲示板について	黒板は不要で、黒板の代わりに書架の設置と、両面のホワイトボードの設置をお願いします。 掲示板の材質は、画鋲が入りやすいもので、廊下側と図書室内にも必要です。	可動式のホワイトボードを設置する予定です。 また、図書室内及び廊下に掲示スペースを確保します。	無	
9-12	資料② 基本設計(案) 6ページ	新聞閲覧台について	新聞掛けではなく閲覧台があると子どもが読みやすいです。 市内各校にあります。(読売新聞より寄贈)	新聞閲覧台の設置について、今後検討します。	無	
10-1	資料② 基本設計(案) 3ページ	体育館及びグラウンドについて	体育館がグラウンドにクライミングウォールを取り入れてはどうか。クライミングは体幹を鍛えるのに加え、考える力や集中力などが身につくというメリットがあるがなかなか体験する機会が少ないので小学校にあると良いと思う。	クライミングウォールの設置について、今後、学校遊具を選定する中で、検討します。	無	
10-2	資料② 基本設計(案) 3ページ	ビオトープについて	敷地内にビオトープを取り入れてはどうか。 ビオトープでの生き物との触れ合いは知的好奇心や探求心を育むのに良いと思う。	ビオトープについては、環境教育に資するため、周辺にある市野谷の森を活用することを計画しており、整備する考えはありません。	無	
10-3	—	新設中学校建設の有無について	基本設計とは全く関係のないことであるが、中学校は建設予定がないのはなぜか？ 近年新設されたおおたかの森小学校やおおぐろの森小学校は小学校と中学校が併設されており、中学校に上がる際、通学環境や人の変化が少なく子どもにとってストレスが少ないと考えているので中学校も新設してほしい。	令和4年度におおぐろの森中学校が開校し、おおたかの森中学校の学級数が大きく減少します。そのため、中学校の建設は予定しておりません。	無	
10-4	—	通学区域について	中学校が新設されない場合の通学区域はどうなるのか？近年おおたかの森周辺は学区編成が複雑で、最寄りの小学校に通学することができない状況が多発しているように感じる。通学距離が長くなるほど安全性の面でリスクが高くなるので、きちんとした学区編成をしてほしい。住民増加予測が甘いと感じる。	通学区域については、今後、通学区域審議会等で決定していきます。	無	
10-5	—	説明会について	7月3日に市野谷小学校の説明会があったと聞いたが、近隣に住んでいるのにも関わらず全く情報が入ってこなかった。市野谷小学校に通う可能性のある世帯には連絡をするべきだと思う。	今回の説明会は、流山市街づくり条例に基づく大規模土地開発構想(学校建設)における説明会として、近隣住民等を対象に開催しました。 なお、流山市街づくり条例で規定する近隣住民等とは、事業区域の敷地境界線から予定建築物の計画高さの2倍まで(今回は40m)の距離の場所に存する土地又は建物所有者又は居住者であり、該当者には、説明会の開催通知を出しました。 また、本説明会は、流山市市民参加条例に基づく意見交換会を兼ねており、開催の案内については、市教育委員会ホームページに公開の上、実施しました。	無	